

学校施設の適正規模の基準について

1. 学級数の基準

学級数の規模について、学校教育法施行規則及び適正規模・適正配置に関する手引きでは、下図のとおり国の基準が示されています。本市においては、小学校で各学年2学級以上(1校当たり12学級以上)、中学校で各学年3学級以上(1校当たり9学級以上)を基準としています。

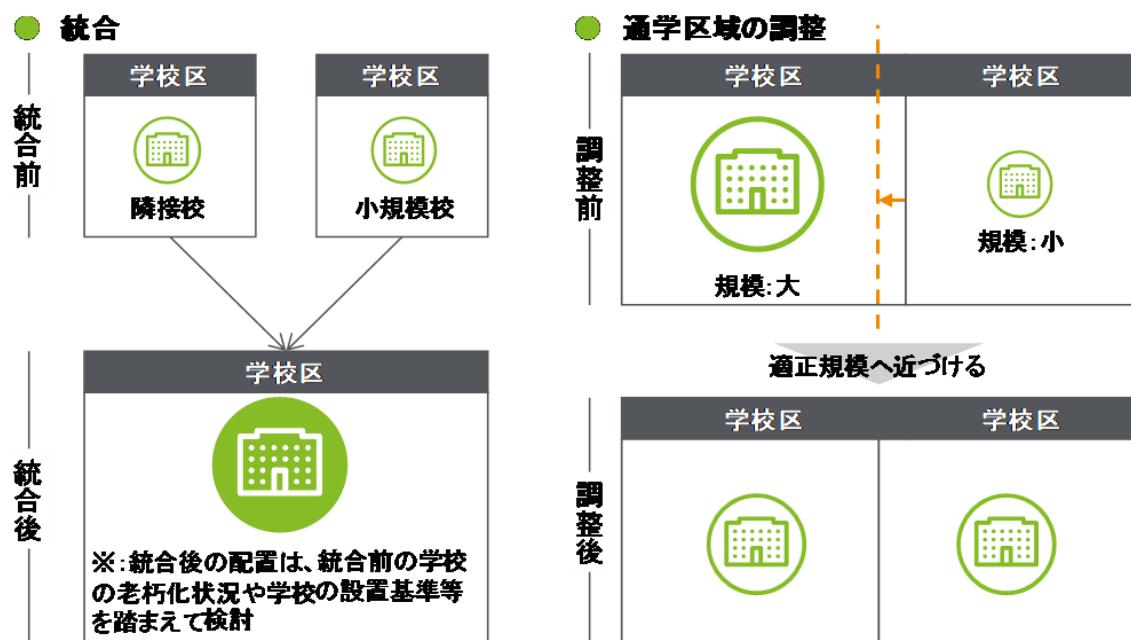
[国及び西東京市における学級数の基準]

		1校当たりの学級数																																			
国 市(小) 市(中)		標準規模未満				標準規模				標準規模超え				大規模校				過大規模校																			
		⇒各学年2学級以上(1校当たり12学級以上)																																			
		⇒各学年3学級以上(1校当たり9学級以上)																																			

なお、国においては、31学級以上の過大規模校については、速やかにその解消を促すよう設置者に対して促しており、本市では、25学級以上の大規模校または過大規模校となる場合には、「通学区域の調整」を基本に、学校及び地域の実情に応じた最適な方法を検討することとしています。

また、本市では、標準規模未満の学校については、学校規模や隣接する学校間の距離、地域の実情を踏まえ、「通学区域の調整」と「統合」を効果的に組み合わせ、最適な方法を検討することとしています。

[適正規模・適正配置の取組のイメージ]



国が示す学級数の基準を踏まえた本市の状況は以下のとおりです。

標準規模未満 ⇒ 田無第三中学校、柳沢中学校
 標準規模超え ⇒ 田無小学校、保谷第一小学校、栄小学校、上向台小学校、けやき小学校
 大 規 模 校 ⇒ 中原小学校、向台小学校
 過 大 規 模 校 ⇒ 該当なし

[西東京市の児童生徒数・学級数(R7.10.1 現在)]

区 分	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年		合計	
	児童数	学級数												
田無小学校	104	3	103	3	107	4	93	3	110	4	104	3	621	20
保谷小学校	93	3	83	3	79	3	96	3	89	3	70	2	510	17
保谷第一小学校	85	3	103	3	114	4	102	3	106	3	97	3	607	19
保谷第二小学校	53	2	38	2	47	2	48	2	73	3	57	2	316	13
谷戸小学校	84	3	81	3	78	3	61	2	51	2	47	2	402	15
東伏見小学校	62	2	62	2	64	2	62	2	66	2	60	2	376	12
中原小学校	117	4	139	5	168	5	155	5	130	4	141	5	850	28
向台小学校	107	4	108	4	118	4	161	5	137	4	150	5	781	26
碧山小学校	90	3	91	3	75	3	98	3	102	3	84	3	540	18
芝久保小学校	75	3	61	2	70	2	75	3	76	3	66	2	423	15
栄小学校	76	3	106	4	85	3	87	3	111	4	103	3	568	20
谷戸第二小学校	95	3	97	3	78	3	100	3	89	3	85	3	544	18
東小学校	85	3	96	3	94	3	93	3	79	3	86	3	533	18
柳沢小学校	61	2	68	2	62	2	91	3	61	2	72	3	415	14
上向台小学校	120	4	118	4	134	4	122	4	126	4	123	4	743	24
本町小学校	60	2	55	2	76	3	49	2	66	2	75	3	381	14
住吉小学校	93	3	60	2	79	3	67	2	75	3	66	2	440	15
けやき小学校	113	4	100	3	114	4	116	4	117	4	110	4	670	23
合 計	1,573	54	1,569	53	1,642	57	1,676	55	1,664	56	1,596	54	9,720	329

区 分	第1学年		第2学年		第3学年		合計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
田無第一中学校	164	5	212	6	194	5	570	16
保谷中学校	140	4	144	4	158	4	442	12
田無第二中学校	157	4	130	4	142	4	429	12
ひばりが丘中学校	168	5	163	4	174	5	505	14
田無第三中学校	112	3	139	4	125	4	376	11
青嵐中学校	153	5	153	4	166	5	472	14
柳沢中学校	107	3	84	3	97	3	288	9
田無第四中学校	175	5	214	6	189	5	578	16
明保中学校	124	4	130	4	155	4	409	12
合 計	1,300	38	1,369	39	1,400	39	4,069	116

2. クラスサイズの基準

クラスサイズ(1学級当たりの規模)については、東京都教育委員会が定める基準を踏まえ、現在、西東京市では小学校は35人学級編制が行われており、中学校は40人学級編制となっています。中学校は令和8年度から段階的に35人学級編制を導入していくこととしています。

[学級数と児童生徒数の関係性]

1学年当たりの学級数	2学級	3学級	4学級	5学級
クラスサイズ	18~35人	23~35人	26~35人	28~35人

小・中学校における実際の教育活動に着目すると、同じ学級数であっても、児童生徒の実数により、教育活動の展開の可能性や児童生徒への影響が大きく異なることが予想されます。

3. 学校への影響

以上のことから、学校施設の適正規模の検討においては、本市の学校数等の現状(多摩26市との比較)も踏まえ、1学年当たりの学級数の適正な範囲について、学校や保護者などへのアンケート調査を実施しながら検討していきます。

学級数及びクラスサイズの多寡による児童生徒の授業・学校生活、教職員による学校運営への影響は以下のとおり想定されます。

[学級数が少なくなることによる影響(標準規模未満)]

対象	内容
授業 学校 生活	<p>① ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法がとりにくい</p> <p>② クラブ活動や部活動の種類が限定され、選択の幅が狭まりやすい</p> <p>③ 運動会や文化祭などの集団行動及び行事の教育効果が下がる</p> <p>④ 上級生と下級生のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩が少なくなる</p> <p>⑤ クラス替えでメンバーが変化しないことから、いじめが発生したときに当事者を離せないなど、人間関係が固定化しやすい</p> <p>⑥ 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい</p> <p>⑦ 教員数が少なくなることで、教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある</p>

対象	内容
学校運営	⑧教員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた配置を行いにくい
	⑨教員個人の力量への依存度が高まり、安定的な学校経営に影響が生じる可能性がある
	⑩教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重くなり、平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
	⑪学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力等が行いにくい
	⑫学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある

【学級数が多くなることによる影響(大規模校・過大規模校)】

対象	内容
授業 学校生活	①学校行事等において、係や役割分担のない児童生徒が現れる可能性があるなど一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある
	②集団生活においても同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある
	③同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある
	④児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある。
	⑤特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある
	⑥全教職員により、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細やかな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある
学校運営	⑦学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる可能性がある